

別紙

評価項目及び評価基準

R7 土木一式工事

区分	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
企業の施工能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の施工実績(※1) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	1.5	／1.5
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	工事成績	過去3ヶ年の市の発注工事における同種工事の工事成績評定点の平均点(※4)	71点以上	3.0	／3.0
			69点以上 71点未満	2.0	
			66点以上 69点未満	1.0	
			66点未満	0.0	
	優良工事表彰	過去3ヶ年度における優良工事表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	1.0	／1.0
上記以外			0.0		
配置予定技術者の能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無(※1)(※6) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	2.0	／2.0
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	保有資格	主任(監理・特例監理)技術者の保有する資格(※7)	技術士、1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士	2.0	／2.0
			2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士	1.0	
			上記以外	0.0	
	優良工事技術者表彰	過去3ヶ年度における優良工事技術者表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	0.5	／0.5
			上記以外	0.0	
地域貢献	防災協定等の締結状況及び弘前市消防団協力事業所制度の認定状況	申請者又は申請者が所属する社団法人等が、国・特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定等の締結(弘前市防災協力事業所登録制度に登録している場合を含む。)及び弘前市消防団協力事業所制度の認定の有無(※8)	締結及び認定の両方有り	1.0	／1.0
			締結又は認定のいずれか有り	0.5	
			締結及び認定無し	0.0	
	除雪業務委託契約の締結状況	令和4年度以降における市との除雪業務(道路除雪に限る。)委託契約の締結の有無(※9)	締結有り	0.3	／0.3
			締結無し	0.0	
	技術者の雇用状況	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の合計欄に記載されている技術職員数(一級、監理補佐、基幹、二級、その他の合計人数)(※10)	17人以上	1.0	／1.0
			9人以上 17人未満	0.5	
9人未満			0.0		
合計					／12.3

- ※1 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の実績を評価する。
 評価の対象となる工事は、過去15ヶ年度(平成22年4月1日から令和7年3月31日まで)に竣工した『土木一式工事』で1件の契約金額が〇〇〇万円以上[予定価格の1/2の額(百万円単位。端数切上げ。)]の工事とする。
 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。ただし、乙型共同企業体(分担施工方式)の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
 配置予定技術者の評価対象となる施工実績の従事必要期間は、全体工事が1年未満の工事は工期の半分以上を超過する期間に従事していること。また、全体工事が1年以上の工事は、6ヶ月を超過する期間に従事していること。
 「現場代理人」としての実績を評価する場合、工事期間に建設業法第26条第1項及び第2項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していたことを条件とする。
- ※2 市町村発注工事には、地方公共団体が発注する工事のほか、地域広域市町村圏事務組合、圏域水道企業団が発注する工事を含むものとする。
- ※3 その他の公共工事発注機関とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に定める特殊法人をいう。また、国立大学法人、日本下水道事業団、地方道路公社等についても対象とする。
- ※4 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の工事成績を評価する。
 対象となる工事は、過去3ヶ年(令和4年1月1日から令和6年12月31日まで)に竣工した予定価格が130万円を超える市の発注工事のうち、当該工事に該当する建設工事の種類(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事)と同じ種類の工事とする。
 また、共同企業体受注工事の工事成績は、出資比率20%以上の場合に限り、各構成員の工事成績として評価する。
- ※5 共同企業体として入札に参加する場合は、構成員に該当があれば評価の対象とする。
 評価の対象となる表彰は、表彰日が過去3ヶ年度(令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)の下記の表彰とする。
 また、共同企業体としての表彰は、出資比率20%以上の構成員に限り評価する。

主催	表彰名
東北地方整備局	優良工事表彰(局長及び事務所長表彰)、建設技術提案(3D)表彰、SAFETY優良企業(現場代理人)表彰
青森県	県土整備部優良工事表彰、地域整備部優良工事表彰、農林水産部優良工事表彰、地域農林水産部優良工事表彰
弘前市	弘前市優良建設工事表彰

- ※6 「監理技術者補佐」としての実績は評価の対象外とする。
- ※7 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の資格を評価する。
- ※8 共同企業体として入札に参加する場合で、構成員に該当があるときは、締結及び認定数が多い構成員を評価の対象とする。
 (防災協定等の締結は複数あっても締結数は1件とする。)
 評価の対象となる締結及び認定は、本工事の一般競争入札参加資格審査申請書提出までに締結又は認定されたものとする。
- ※9 共同企業体として入札に参加する場合は、構成員に該当があれば評価の対象とする。
 評価の対象となる除雪業務委託は、令和4年度以降(令和4年4月1日から本工事の一般競争入札参加資格審査申請書提出までに)に契約を締結したものとする。
- ※10 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の技術職員数を評価する。

別紙

評価項目及び評価基準

R7 建築一式工事

区分	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
企業の施工能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の施工実績(※1) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	1.5	／1.5
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	工事成績	過去3ヶ年の市の発注工事における同種工事の工事成績評定点の平均点(※4)	71点以上	3.0	／3.0
			69点以上 71点未満	2.0	
			66点以上 69点未満	1.0	
			66点未満	0.0	
	優良工事表彰	過去3ヶ年度における優良工事表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	1.0	／1.0
上記以外			0.0		
配置予定技術者の能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無(※1)(※6) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	2.0	／2.0
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	保有資格	主任(監理・特例監理)技術者の保有する資格(※7)	1級建築士又は1級建築施工管理技士	2.0	／2.0
			2級建築士又は2級建築施工管理技士	1.0	
			上記以外	0.0	
	優良工事技術者表彰	過去3ヶ年度における優良工事技術者表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	0.5	／0.5
			上記以外	0.0	
地域貢献	防災協定等の締結状況及び弘前市消防団協力事業所制度の認定状況	申請者又は申請者が所属する団体法人等が、国・特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定等の締結(弘前市防災協力事業所登録制度に登録している場合を含む。)及び弘前市消防団協力事業所制度の認定の有無(※8)	締結及び認定の両方有り	1.0	／1.0
			締結又は認定のいずれかが有り	0.5	
			締結及び認定無し	0.0	
	技術者の雇用状況	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の合計欄に記載されている技術職員数(一級、監理補佐、基幹、二級、その他の合計人数)(※9)	17人以上	1.0	／1.0
			9人以上 17人未満	0.5	
9人未満			0.0		
合計					／12.0

※1 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の実績を評価する。
 評価の対象となる工事は、過去15ヶ年度(平成22年4月1日から令和7年3月31日まで)に竣工した『建築一式工事』で1件の契約金額が〇〇〇万円以上[予定価格の1/2の額(百万円単位。端数切上げ。)]の工事とする。
 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。ただし、乙型共同企業体(分担施工方式)の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
 配置予定技術者の評価対象となる施工実績の従事必要期間は、全体工事が1年未満の工事は工期の半分以上を超える期間に従事していること。また、全体工事が1年以上の工事は、6ヶ月を超える期間に従事していること。
 「現場代理人」としての実績を評価する場合、工事期間に建設業法第26条第1項及び第2項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していたことを条件とする。

※2 市町村発注工事には、地方公共団体が発注する工事のほか、地域広域市町村圏事務組合、圏域水道企業団が発注する工事を含むものとする。

※3 その他の公共工事発注機関とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に定める特殊法人をいう。また、国立大学法人、日本下水道事業団、地方道路公社等についても対象とする。

※4 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の工事成績を評価する。
 対象となる工事は、過去3ヶ年(令和4年1月1日から令和6年12月31日まで)に竣工した予定価格が130万円を超える市の発注工事のうち、当該工事に該当する建設工事の種類(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事)と同じ種類の工事とする。
 また、共同企業体受注工事の工事成績は、出資比率20%以上の場合に限り、各構成員の工事成績として評価する。

※5 共同企業体として入札に参加する場合は、構成員に該当があれば評価の対象とする。
 評価の対象となる表彰は、表彰日が過去3ヶ年度(令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)の下記の表彰とする。
 また、共同企業体としての表彰は、出資比率20%以上の構成員に限り評価する。

主催	表彰名
東北地方整備局	優良工事表彰(局長及び事務所長表彰)、建設技術提案(3D)表彰、SAFETY優良企業(現場代理人)表彰
青森県	県土整備部優良工事表彰、地域整備部優良工事表彰、農林水産部優良工事表彰、地域農林水産部優良工事表彰
弘前市	弘前市優良建設工事表彰

※6 「監理技術者補佐」としての実績は評価の対象外とする。

※7 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の資格を評価する。

※8 共同企業体として入札に参加する場合で、構成員に該当があるときは、締結及び認定数が多い構成員を評価の対象とする。
 (防災協定等の締結は複数あっても締結数は1件とする。)
 評価の対象となる締結及び認定は、本工事の一般競争入札参加資格審査申請書提出までに締結又は認定されたものとする。

※9 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の技術職員数を評価する。

別紙

評価項目及び評価基準

R7 電気工事

区分	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
企業の施工能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の施工実績(※1) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	1.5	／1.5
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	工事成績	過去3ヶ年の市の発注工事における同種工事の工事成績評定点の平均点(※4)	71点以上	3.0	／3.0
			69点以上 71点未満	2.0	
			66点以上 69点未満	1.0	
			66点未満	0.0	
	優良工事表彰	過去3ヶ年度における優良工事表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	1.0	／1.0
上記以外			0.0		
配置予定技術者の能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無(※1)(※6) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	2.0	／2.0
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	保有資格	主任(監理・特例監理)技術者の保有する資格(※7)	技術士又は1級電気工事施工管理技士	2.0	／2.0
			2級電気工事施工管理技士又は第1種電気工事士	1.0	
			上記以外	0.0	
	優良工事技術者表彰	過去3ヶ年度における優良工事技術者表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	0.5	／0.5
			上記以外	0.0	
地域貢献	防災協定等の締結状況及び弘前市消防団協力事業所制度の認定状況	申請者又は申請者が所属する団体法人等が、国・特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定等の締結(弘前市防災協力事業所登録制度に登録している場合を含む。)及び弘前市消防団協力事業所制度の認定の有無(※8)	締結及び認定の両方有り	1.0	／1.0
			締結又は認定のいずれかが有り	0.5	
			締結及び認定無し	0.0	
	技術者の雇用状況	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の合計欄に記載されている技術職員数(一級、監理補佐、基幹、二級、その他の合計人数)(※9)	12人以上	1.0	／1.0
			6人以上 12人未満	0.5	
			6人未満	0.0	
合計					／12.0

※1 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の実績を評価する。
 評価の対象となる工事は、過去15ヶ年度(平成22年4月1日から令和7年3月31日まで)に竣工した『電気工事』で1件の契約金額が〇〇〇万円以上[予定価格の1/2の額(百万円単位。端数切上げ。)]の工事とする。
 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。ただし、乙型共同企業体(分担施工方式)の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
 配置予定技術者の評価対象となる施工実績の従事必要期間は、全体工事が1年未満の工事は工期の半分を超える期間に従事していること。また、全体工事が1年以上の工事は、6ヶ月を超える期間に従事していること。
 「現場代理人」としての実績を評価する場合、工事期間に建設業法第26条第1項及び第2項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していたことを条件とする。

※2 市町村発注工事には、地方公共団体が発注する工事のほか、地域広域市町村圏事務組合、圏域水道企業団が発注する工事を含むものとする。

※3 その他の公共工事発注機関とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に定める特殊法人をいう。また、国立大学法人、日本下水道事業団、地方道路公社等についても対象とする。

※4 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の工事成績を評価する。
 対象となる工事は、過去3ヶ年(令和4年1月1日から令和6年12月31日まで)に竣工した予定価格が130万円を超える市の発注工事のうち、当該工事に該当する建設工事の種類(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事)と同じ種類の工事とする。
 また、共同企業体受注工事の工事成績は、出資比率20%以上の場合に限り、各構成員の工事成績として評価する。

※5 共同企業体として入札に参加する場合は、構成員に該当があれば評価の対象とする。
 評価の対象となる表彰は、表彰日が過去3ヶ年度(令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)の下記の表彰とする。
 また、共同企業体としての表彰は、出資比率20%以上の構成員に限り評価する。

主催	表彰名
東北地方整備局	優良工事表彰(局長及び事務所長表彰)、建設技術提案(3D)表彰、SAFETY優良企業(現場代理人)表彰
青森県	県土整備部優良工事表彰、地域整備部優良工事表彰、農林水産部優良工事表彰、地域農林水産部優良工事表彰
弘前市	弘前市優良建設工事表彰

※6 「監理技術者補佐」としての実績は評価の対象外とする。

※7 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の資格を評価する。

※8 共同企業体として入札に参加する場合で、構成員に該当があるときは、締結及び認定数が多い構成員を評価の対象とする。(防災協定等の締結は複数あっても締結数は1件とする。)
 評価の対象となる締結及び認定は、本工事の一般競争入札参加資格審査申請書提出までに締結又は認定されたものとする。

※9 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の技術職員数を評価する。

別紙

評価項目及び評価基準

R7 管工事(上下水道部用)

区分	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
企業の施工能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の施工実績(※1) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	1.5	／1.5
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	工事成績	過去3ヶ年の市の発注工事における同種工事の工事成績評定点の平均点(※4)	71点以上	3.0	／3.0
			69点以上 71点未満	2.0	
			66点以上 69点未満	1.0	
			66点未満	0.0	
	優良工事表彰	過去3ヶ年度における優良工事表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	1.0	／1.0
上記以外			0.0		
配置予定技術者の能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無(※1)(※6) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	2.0	／2.0
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	保有資格	主任(監理・特例監理)技術者の保有する資格(※7)	技術士(上下水道部門に限る)又は1級管工事施工管理技士	2.0	／2.0
			2級管工事施工管理技士、配管技能士(1級)	1.0	
			上記以外	0.0	
	優良工事技術者表彰	過去3ヶ年度における優良工事技術者表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	0.5	／0.5
			上記以外	0.0	
地域貢献	防災協定等の締結状況及び弘前市消防団協力事業所制度の認定状況	申請者又は申請者が所属する社団法人等が、国・特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定等の締結(弘前市防災協力事業所登録制度に登録している場合を含む。)及び弘前市消防団協力事業所制度の認定の有無(※8)	締結及び認定の両方有り	1.0	／1.0
			締結又は認定のいずれか有り	0.5	
			締結及び認定無し	0.0	
	技術者の雇用状況	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の合計欄に記載されている技術職員数(一級、監理補佐、基幹、二級、その他の合計人数)(※9)	13人以上	1.0	／1.0
			7人以上 13人未満	0.5	
			7人未満	0.0	
合計					／12.0

※1 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の実績を評価する。
評価の対象となる工事は、過去15ヶ年度(平成22年4月1日から令和7年3月31日まで)に竣工した『管工事(水道本管布設工事)』で1件の契約金額が〇〇〇万円以上[予定価格の1/2の額(百万円単位。端数切上げ。)]の工事とする。
特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。ただし、乙型共同企業体(分担施工方式)の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
配置予定技術者の評価対象となる施工実績の従事必要期間は、全体工事が1年未満の工事は工期の半分を超える期間に従事していること。また、全体工事が1年以上の工事は、6ヶ月を超える期間に従事していること。
「現場代理人」としての実績を評価する場合、工事期間に建設業法第26条第1項及び第2項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していたことを条件とする。

※2 市町村発注工事には、地方公共団体が発注する工事のほか、地域広域市町村圏事務組合、圏域水道企業団が発注する工事を含むものとする。

※3 その他の公共工事発注機関とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に定める特殊法人をいう。また、国立大学法人、日本下水道事業団、地方道路公社等についても対象とする。

※4 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の工事成績を評価する。
対象となる工事は、過去3ヶ年(令和4年1月1日から令和6年12月31日まで)に竣工した予定価格が130万円を超える市の発注工事のうち、当該工事に該当する建設工事の種類(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事)と同じ種類の工事とする。
また、共同企業体受注工事の工事成績は、出資比率20%以上の場合に限り、各構成員の工事成績として評価する。

※5 共同企業体として入札に参加する場合は、構成員に該当があれば評価の対象とする。
評価の対象となる表彰は、表彰日が過去3ヶ年度(令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)の下記の表彰とする。
また、共同企業体としての表彰は、出資比率20%以上の構成員に限り評価する。

主催	表彰名
東北地方整備局	優良工事表彰(局長及び事務所長表彰)、建設技術提案(3D)表彰、SAFETY優良企業(現場代理人)表彰
青森県	県土整備部優良工事表彰、地域整備部優良工事表彰、農林水産部優良工事表彰、地域農林水産部優良工事表彰
弘前市	弘前市優良建設工事表彰

※6 「監理技術者補佐」としての実績は評価の対象外とする。

※7 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の資格を評価する。

※8 共同企業体として入札に参加する場合で、構成員に該当があるときは、締結及び認定数が多い構成員を評価の対象とする。(防災協定等の締結は複数あっても締結数は1件とする。)
評価の対象となる締結及び認定は、本工事の一般競争入札参加資格審査申請書提出までに締結又は認定されたものとする。

※9 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の技術職員数を評価する。